

## 令和7年度 第12回今帰仁村農業委員会総会

招集年月日	令和8年 3月25日(水)			
開催場所	役場2階 第1会議室			
開催日時	令和8年 3月25日 午後 1時 30分 開会			
	令和8年 3月25日 午後 2時 47分 閉会			
出席委員	1番	具志 俊仁	5番	大城 正和
	2番	内間 正樹	6番	玉城 健次
	3番	宮嶋 扶喜子	7番	平安山 良也
	4番	喜屋武 和徳	8番	米須 清和
欠席委員番号				
議事録署名委員	6番	玉城 健次	1番	具志 俊仁

日程第1 議事録署名委員及び書記の指名について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議長 (開会)	<p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和7年度 第12回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>委員は8名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p>
議長 (日程第1)	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。</p>

	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、書記には高良 琴美 (たから ことみ) さん、議事録署名委員には、6番 玉城 健次 (たまき けんじ) 委員、1番 具志 俊仁 (ぐし としひと) 委員を指名します。
議 長 (日程第2)	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。
議 長 (日程第3)	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	(諸般の報告) 報告1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告2 農地法第3条の3の規定による届出について 報告3 地域計画変更内容一覧について  以上です。
議 長 (日程第4)	それでは、日程第4 議案の宣告をいたします。  議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第58号 現況証明願いについて 議案第59号 非農地証明願いについて 議案第60号 農地転用事業計画変更承認申請について 議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第62号 令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)について 議案第63号 職員の任免について  以上です。

	<p>本日の提案された議案第57号から第63号までですが、そのうち現地資料確認を必要とするものが30件ございます。現地資料確認を行った後に審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。</p>
	<p>休憩 午後 1時 34分 再開 午後 1時 56分</p>
議長	<p>休憩前に引き続き再開します。</p> <p>ただ今より、議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは私のほうから議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。</p> <p>お手元の議案書 1ページから3ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、4ページから18ページにあります【別添】「3条調査書」及び19ページの「農地所有適格法人調査書」を踏まえ、農地法第3条の規定による許可について可否の意見を求めます。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号4番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委員	<p>議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号4番については、151日以上従事する新規就農者で、令和8年3月17日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、</p>

		地元委員としては問題はないと思います。以上です。	
議	長	続きまして議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号7番、8番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。	
委	員	議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号7番、8番については、191日以上従事する新規農地所有適格法人で、令和8年3月17日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、地元委員としては問題はないと思います。以上です。	
委	員	ちょっといいですか。この法人ってホテルと一緒にですか？	
事	務	ホテルの事業者が、別途法人を立ち上げて農地所有適格法人となっています。	
委	員	土地買い過ぎじゃない？畑をやるの？	
議	長	面談での話では、原野状態のところでも適した作物、シダなどを取り組んでみようということであった。またレストランで出すなど検討しているらしい。	
委	員	事務所は村内にあるの？	
事	務	局	はい、農業法人の事務所は村内です。資料に法人登記簿つけていなかったんですが、令和7年8月設立で、村内所在となっています。
事	務	局	議案書19ページが調査書となっています。農地所有適格法人の要件は満たしています。
委	員	分かりました。	
議	長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について (質疑なし)	
議	長	議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」、異議はございませんか。 (異議なし)	
議	長	議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。	

	<p>続きまして、議案第58号「現況証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは私のほうから議案第58号「現況証明願いについて」を説明いたします。お手元の議案書20ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、議案第58号「非農地証明願いについて」を説明)</p> <p>以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認等を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことについて可否の意見を求めます。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
	(質疑なし)
議長	<p>議案第58号「現況証明願い」について、異議はございませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>議案第58号「現況証明願い」については異議なしと認め、可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第59号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは私のほうから議案第59号「非農地証明願いについて」を説明いたします。お手元の議案書21ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、議案第59号「非農地証明願いについて」を説明)</p> <p>以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認等を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことについて可否の意見を求めます。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局説明がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p>


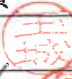

委員	番号5番について、登記簿に『令和2年贈与』とあります。これは農地法3条による可能性があると思います。
事務局	農地の履歴を確認するため、休憩をお願いします。
議長	暫時、休憩します。
	休憩 午後 2時 16分 再開 午後 2時 18分
議長	休憩前に引き続き、再開します。事務局の説明をお願いします。
事務局	農地の履歴を確認したところ、平成24年から利用権が設定され、令和2年に合意解約及び3条による所有権移転となっていました。
委員	では非農地の要件を満たさないと考えられますね。
委員	でもこの利用権は、上の農地に水をポンプアップするために設定しているものだと思うが。もう何十年も耕作はしていないし、できる土地でもないよ。
委員	この土地を非農地と認めたら、今後同様の案件が出てきたときにどうするのか。これまで同様の内容で非農地を認めていない経緯がある。
議長	番号5番については、否決とするのがよろしいですか。
委員	否決がいいと思います。
議長	番号5番を否決にすることについて、意義はありませんか。
	(異議なし)
議長	では議案第59号「非農地証明願いについて」整理番号5番は否決とします。5番以外については、可決でよろしいですか。
	(異議なし)
議長	議案第59号「非農地証明願いについて」は5番のみ否決、それ以外は可決決定いたします。  続きまして、議案第60号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番及び議案第61号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番を議題とします。こちらは同時申請となっていますので、一括で審議を行ないます。 事務局の説明をお願いします。

事務局	<p>それでは私のほうから、議案第60号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番及び議案第61号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について説明いたします。お手元の議案書23ページ、24ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づき、議案第60号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番及び議案第61号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番の内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第60号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番及び議案第61号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委員	<p>議案第60号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番及び議案第61号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について、令和8年3月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議長	<p>議案第60号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番及び議案第61号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番について、異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>議案第60号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号1番及び議案第61号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番については異議なしと認め、可決決定いたします。</p>

	<p>続きまして、議案第60号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号2番及び議案第61号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番を議題とします。こちらは同時申請となっておりますので、一括で審議したいと思います。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは私のほうから、議案第60号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号2番及び議案第61号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について説明いたします。お手元の議案書23ページ、24ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づき、議案第60号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号2番及び議案第61号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番の内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、農用地区域外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないその他2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました、議案第60号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号2番及び議案第61号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委員	<p>議案第60号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号2番及び議案第61号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について、令和8年3月17日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。</p> <p>以上です。</p>

議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第60号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号2番及び議案第61号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番について、異議はございませんか。
	(異議なし)
議 長	議案第60号「農地転用事業計画変更承認申請について」整理番号2番及び議案第61号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号2番については異議なしと認め、可決決定いたします。  続きまして、議案第62号「令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから、議案第62号「令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)について」、説明いたします。お手元の議案書25ページをお開き下さい。  (議案書に基づき、議案第62号「令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)について」の内容を説明)  以上です。
議 長	ただ今、事務局説明がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第62号「令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)について」異議はございませんか。
	(異議なし)
議 長	議案第62号「令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)について」は異議なしと認め、可決決定いたします。  続きまして、議案第63号「職員の任免について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局	<p>それでは私のほうから、議案第63号「職員の任免について」、説明いたします。お手元の議案書26ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づき、議案第63号「職員の任免について」の内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局説明がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>議案第63号「職員の任免について」異議はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>議案第63号「職員の任免について」は異議なしと認め、可決決定いたします。</p>

議 長	<p>本日の日程はすべて終了いたしました。</p> <p>次回の農業委員会総会は令和8年4月24日(金)を予定しています。</p> <p>これにて令和7年度12回総会を閉会します。</p>
	閉会時刻 午後 2 時 47 分
	会長 米須 清和  印
	議事録署名委員
	玉城 健次  印
	具志 俊仁  印

